

副会長と事務所の 両立は可能！

副会長と事務所の仕事は両立できない？

昨今、「東弁副会長の引受手が少なくなった」と言われ、各会派も候補者の擁立に毎年苦労しているようです。その1番の理由は、「1年間まるまる自分の事務所の仕事ができないのではとても無理」というもので、私も昨年12月後半に急遽、候補者が1人足りないという所属会派（法友会）からの要請を受けて副会長をお引受けしたのですが、仕事面と経済面での事務所の維持が心配でした。

しかし、実際に副会長になって実践してみると、副会長職と事務所の両立は十分可能というのが、現在の私の感想です。もちろん、副会長は有給制であり、会務を優先することは当然ですが、工夫すれば、事務所の仕事の方も何とかできるものです。

副会長は激務、しかし時間は創るもの

本年度の副会長としての私の担当は、厚生委員会担当としての弁護士補償事業廃業問題、多摩支部関係担当としての多摩地区第4公設事務所設立問題および多摩新弁護士会館設立問題、憲法問題等特別委員会担当としての旧委員会改組・憲法問題対策センター設立問題等、重大な制度改革のヘビーな課題を抱えています。それ以外にも、裁判員制度センター、司法改革総合センター、法曹養成センター、犯罪被害者支援委員会、広報委員会、その他多くの委員会を担当しており、正直、大変です。

副会長の仕事としては、まず週2回午前中全部を使っての理事者会があり、担当の議案があるとその用意（議案、資料の作成）をしなければなりません。次に、毎日次々と送られてくる決裁書類に

副会長 伊井 和彦

主な担当業務
厚生、裁判員制度、法曹養成、
司法改革総合、憲法問題、公設
事務所運営、広報、法教育、新
進会員活動、多摩支部関係



目を通して判を押す仕事があり、午後は主に自分の担当委員会に出席します。それ以外にも、細かな担当の仕事がいくつもあり、まさに、身を削る思いの激務です（その割には全然痩せませんが）。

それでも、私は4月以来、東京地裁の事務所の裁判事件については、弁護士会を少し抜けて、弁論・弁論準備のみならず証人尋問もほとんど出席しています。相手方弁護士との交渉も、弁護士会4階で会ってできますし、依頼者との打合せも、土曜日や理事者会がない日の午前中を利用して、事務所で結構やっています。もちろん、自分で書面を起案する時間はさすがにないので、優秀な勤務弁護士と事務所の協力があってのことなのですが。

もっとも、その時間を創るために、私は普段は朝8時半過ぎに弁護士会に出て（下河邊会長は毎朝7時に来ている！）、会合等がない限り夜は9時～10時までで弁護士会で仕事をしています。大変そうに見えるかもしれませんが、慣れれば大丈夫、むしろ早寝早起きの健康的な生活になりますよ。

副会長はやりがいのある仕事

副会長の仕事は、ダイナミックで、やりがいのある仕事です。5000人以上の会員を抱える組織で、様々な制度改革や会規・規則の変更について会全体の理解を得るために方法を検討・研究したり、内外の諸団体と意見交換や交渉をすることは、着実に弁護士としての自らの幅を広げてくれ、貴重な経験を積みさせてもらっていると実感しています。来年以降も、多くの先輩・同輩・後輩の皆さんが、副会長の職を担ってくださることを願って止みません。